

取組評価シート（基本目標 1 教育・保育サービスを充実させる）

点検・評価・方針（Check/Action）

取組内容	実施状況	現状	今後の方針	実施内容〔今後の方向性〕
基本方針1	教育・保育の質と量を充足させる			
	①幼児教育・保育施設の充実と質の確保			
今後も需要が見込まれる0～2歳児の受入枠の拡大	一部、実施した	令和5年度の0～2歳児の定員は市全域で1,299人となっており、令和6年度は1,302人となる見込みである。	現状維持	令和5年度時点で公立15園、私立25園の合計40園となっている。今後は配置基準の見直し等により保育士のさらなる確保が必要となるため、受入枠の拡大は難しい状況が予想される。
教育・保育提供区域ごとの需給バランスを踏まえた、園の適正化等の計画的な整備	一部、実施した	令和3年度から串戸保育園を公私連携型により民間移管した。令和7年度から宮島幼稚園を認定こども園化予定である。令和6年度中に保育園再編計画策定予定。	現状維持	令和6年度中に策定予定の保育園再編計画に基づいて、保育園を計画的に整備する。
保育士等の人材の確保・処遇改善（各種補助制度の充実、保育士就職ガイダンス等）	計画通りに実施	地域の保育人材の確保を図るため、「ほいくえんのおしごとフェア」を年2回開催した。	拡大	引き続き、「ほいくえんのおしごとフェア」を開催する。また、廿日市市の保育園等に勤務する職員の処遇改善のため、市独自の補助金を検討する。
公立・私立保育園等職員対象の多様な研修や公立・私立保育園等の合同園長会、交流会の実施を通じての公私の垣根を越えた連携協力体制の確立	計画通りに実施	研修会15回、公私交流会4回、合同園長会3回、全て予定通り実施した。公私の代表園長とこども課との廿日市保育検討会も年4回実施し、課題や連携の方向について協議した。	現状維持	研修は、人権、マナー、安全管理、マネジメント、主体的な保育など職員アンケートから課題と感じられている内容を中心として行う。また、公私交流会や合同園長会など、公私が連携、交流する活動についてその方法をより効果的なものにしていく。
全認可保育園の第三者評価の受審	一部、実施した	令和5年度ですべての公立保育園が第三者評価を受審した。私立保育園の受審率が伸びていない。	現状維持	公立保育園では引き続き第三者評価を行っていく。私立保育園においても、さらなる質の向上を図るため、補助金の活用など、積極的に周知していく。
幼児教育アドバイザー派遣事業等の積極的活用	計画通りに実施	市主催の研修の講師として活用した。また、多数の保育園が園内研修で活用した。	現状維持	引き続き、保育士経験のあるアドバイザーに講師を依頼することで効果的な研修ができるよう計画していく。
保育指導監査専門員などの専門職による巡回支援・指導	計画通りに実施	全認可保育園を訪問し、必要に応じて、指導・支援を行った。また、課題を抱えている園は巡回支援を手厚く行った。	現状維持	引き続き、定期的に園訪問をおこない支援・指導をしていく。課題を抱えている園にはより手厚く巡回支援を行う。
	②子育て家庭を支える			
幼稚園、保育園のほか、認定こども園、地域型保育事業など、保護者の多様なニーズに対応した教育・保育サービスの提供	計画通りに実施	標準的な教育・保育時間の枠組みを基本とし、保護者のニーズに応じた柔軟なサービスを提供することができた。さらに、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業を開始した。	拡大	待機児童の解消が進み、定員に対して空きが発生している保育施設もあるため、空き定員を活用した事業（誰でも通園制度等）等、保育施設の活用を検討する。
保育施設等・児童発達支援センター・医療機関との連携による、障がい児保育、病児・病後児保育等の実施	計画通りに実施	関係機関と連携し、障がい児の受入や病児・病後児保育を実施した。令和3年度から、病児・病後児保育において、ICTを活用した予約システム及び送迎サービスを開始した。	拡大	引き続き、関係機関と連携しながら、保育所等における障がい児の受入や病児・病後児保育を実施する。また、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制を確保し、様々な形で保育の実施を支援していく。
保育園等での一時預かり保育や幼稚園の預かり保育の量の確保	計画通りに実施	休日の一時預かり認可施設を新設した。また、認定こども園や新制度の幼稚園へ移行した施設においても継続して預かり保育の量を確保した。	現状維持	引き続き、地域の実情に応じた一時預かり保育や幼稚園の預かり保育を行っていく。
ファミリー・サポート・センターやショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）などのサービスの周知と活用促進	計画通りに実施	市ホームページ、廿日市市版子育てガイド「こんにちは赤ちゃん」、市内各子育て支援センター等で周知するほか、妊娠届出時や新生児訪問時に利用案内している。	現状維持	市ホームページ、ガイドブック「こんにちは赤ちゃん」、市内各子育て支援センター等周知するほか、ネウボラでの面談等で必要と思われる世帯に対し案内し、利用を促進していく。
基本方針2	幼保小が連携し、教育・保育の質を向上させる			
	①円滑な就学等に向けた支援の充実			
廿日市市幼保小連携協議会による幼保小の交流及び相互理解、連携の強化	一部、実施した	令和5年度は連携協議会3回、連携担当者会1回、幼保小合同研修会1回実施した。コロナ禍が明け、幼保小の交流が少しずつ増えたが、相互参観の実施は少なかった。	拡大	協議会や、担当者会などの実施回数は現状維持とするが内容についてはより連携が深まるよう、学区別討議を増やしたり、研修会の方法を改めるなど改善していく。
幼保小の連携による接続カリキュラム（アブローチカリキュラム・スタートカリキュラム）の策定・実践・評価・見直し	一部、実施した	幼保小の合同研修会等のグループ討議の中で評価と見直しを行った。	拡大	幼保小で作成している各カリキュラムのすり合わせや、反省・課題などを検討できる機会を持ち、相互参観の実施により、より効果的な連携につながるよう考えていく。

取組評価シート（基本目標 1 教育・保育サービスを充実させる）

点検・評価・方針（Check/Action）

取組内容	実施状況	現状	今後の方針	実施内容〔今後の方向性〕
①教育・保育施設の適正な運営体制の確保				
保育園等職員の処遇改善等による、人材の確保	計画通りに実施	処遇改善等加算の取得を促進した。	現状維持	引き続き、保育士等の職員給与がベースアップされるよう、各施設へ周知及び指導をしていく。
国の保育対策総合支援事業補助金を活用した、保育士宿舍借り上げ支援事業や保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業、ICT業務効率化推進事業などを実施する私立認可保育園への補助	計画通りに実施	事業の活用を促進するとともに令和5年度から定員払い事務費の支弁を開始した。	現状維持	引き続き、補助金を活用して各種事業が実施されるよう、積極的に周知していく。
基本方針3			安心・安全な教育・保育環境をつくる	
			①安全な教育・保育施設設備の確保	
保育園の老朽化対策・耐震化として、災害時の安全・安心に配慮した施設整備	一部、実施した	令和2年度には廿日市保育園を、令和3年度には串戸保育園を公私連携の手法で民営化したことで老朽化・耐震化対策を行った。	現状維持	再編計画に基づき、整備を行っていく。残る園については、修繕計画を策定し、老朽化等に対応していく。
各園の防災マニュアルに基づいた災害時等の危機管理体制の確立	一部、実施した	保育園外の園児引渡し場所などを各園に掲示し、土砂災害や洪水災害の区域内にある園については、避難確保計画を策定しているが、引き渡し訓練は実施できていない。	拡大	状況に応じて、避難確保計画の必要な見直しを行っていく。また、引き渡しを想定した訓練を実施していく。
各園の防災マニュアルの適時見直し	計画通りに実施	園長会で適時見直しを行っている。	現状維持	引き続き、園長会で適時見直しを行っていく。
災害時等に通常保育が困難な場合の代替保育の検討	実施していない	災害時等における保育施設の臨時休園の基準を設けたことにより、代替保育を設定する必要がなくなった。	廃止	
通学路や散歩ルート（園外活動）の安全点検	計画通りに実施	散歩ルートの危険箇所について各保育園から聞き取り、建設部署等と一緒に検討し、改善の必要な部分は改善した。	現状維持	引き続き、散歩ルートの安全点検を行う。
			②防災・防犯教育等の推進	
教育・保育施設における防災訓練や防災・防犯教育の定期的な実施	計画通りに実施	園での避難訓練において火災・地震・水害・不審者対応などいろいろな災害を想定して行った。	現状維持	引き続き、年12回以上避難訓練を行う。避難訓練の内容については火災・地震・水害・不審者対策など多種にわたって行う。
日頃から地域や関係機関と連携した、防災訓練や避難訓練の充実	計画通りに実施	園によっては、地域の避難訓練に参加したり、学校や同じビル内事業者との共同の避難訓練を行った。年1回は、消防署立会の避難訓練を行い、消防署員から防災教育を学んだ。	現状維持	引き続き、地域や学校等と連携して、避難訓練を行う。消防署立会の避難訓練を行い、防災教育を学ぶ。
防災訓練や防災・防犯教育等への子どもや保護者の参加促進、保育参観等の機会等を通じた情報提供	計画通りに実施	避難訓練や防災・防犯教育について各園の園便りや配信で知らせた。避難先での引き渡し訓練を行っている園もあった。	拡大	保護者に対して各園の年間の安全計画を提示する。今後、保護者対象の救急救命や引き渡し訓練についても園と一緒に検討していく。
保育園が配信する緊急メールサービスや「はつかいちし安全・安心メール配信サービス」の利用促進	計画通りに実施	年度当初に保護者へ登録を促す案内を配布している。	現状維持	引き続き、案内を行っていく。

取組評価シート（基本目標 2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する）

取組内容	実施状況	現状
基本方針1	ネウボラで包括的な支援体制をつくる	
	①総合的な相談窓口の機能充実	
子育て世代包括支援センター「ネウボラ」の事業を充実	計画通りに実施	平成29年度から令和4年度にかけて市内6カ所のネウボラ拠点を整備し、相談体制の充実を図った。
母子保健推進員（ママフレンド）等の人材の育成・確保	計画通りに実施	講師を招いた研修会（全域）を実施したほか、地域ごとに課題に応じた研修会を行った。
子育て支援センターと連携して、子どもの遊びと育ちを通じた保護者支援の充実	計画通りに実施	各ネウボラ、子育て支援センターにおいて、保護者へ子育て支援サービスを情報提供、気になるケースがあれば連携を行い、保護者支援を行っている。
	②包括的・継続的な支援を行うネットワークの確立	
教育・保育施設、保健・医療・福祉施設、教育、地域の子育て拠点などの連携体制の構築	計画通りに実施	廿日市市要保護児童及びDV防止対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議を行った。
妊娠期から子育て期までの情報を一元管理できるネットワークシステムの構築	一部、実施した	健康管理システムで健診結果等を管理しているが、定期面談を実施した情報は紙媒体で管理しており、一元的に管理できるネットワークシステムの構築までには至っていない。
	③妊娠期から出産、子育て期までの円滑なサービス利用支援	
子育て応援室「ネウボラはつかいち」を中心に、各地域のネウボラ事業の拡充	計画通りに実施	7回の定期面談に、「産前産後サポートセンター」で実施する「妊娠後期面談」と各ネウボラで実施する「10か月面談」を追加し、妊娠期から子育て期までの定期面談を9回実施している。
妊娠期から子育て期にわたる子育てを取り巻く様々な相談への対応	計画通りに実施	令和4年度から開設した産前産後サポートセンターは妊娠期から産後1年未満の妊産婦に特化した事業を展開しており、安心して出産・子育てを行うことが出来るよう妊娠後期面談や各種サービスを実施している。
教育・保育施設等や子育て支援サービス等の円滑な利用への支援	計画通りに実施	廿日市市版子育てガイド「こんにちは赤ちゃん」を作成、すべての妊産婦に配布するなど情報提供するほか、定期面談等に各種サービスを案内、必要な場合は手続き支援を行っている。
基本方針2	子どもと母親の健康づくりを支える	
	①各種健康診査等の実施	
特定不妊治療費助成事業の実施	計画通りに実施	広島県が実施する特定不妊治療支援事業の上乗せ事業として平成30年度から実施している。令和6年度からは特定不妊治療費助成事業の助成率の撤廃、不妊検査費等助成事業等を新規で実施していく。
親子（母子）健康手帳の交付時における、個別支援計画の立案	計画通りに実施	親子健康手帳交付時には、簡易的な子育てサポートプランを作成している。支援が必要な妊婦に関しては、地区担当保健師へ引き継ぎ、より詳細な個別支援計画を作成し支援した。
安全な妊娠、出産支援のための妊婦健康診査の費用助成の実施	計画通りに実施	多胎妊婦には、妊婦健診補助券を5枚追加交付を行ったり、令和5年度から15回目以降の妊婦健診の費用も償還払いにて助成を行った。
「こんにちは赤ちゃん事業」などによる家庭訪問等を通じて、子育て家庭の状況把握と悩みことの解消	計画通りに実施	母子保健推進員（ママフレンド）が、赤ちゃんが生まれたすべての家庭に訪問し、不安や悩みを傾聴し、必要時、市へつなぐとともに、子育て支援の情報やサービスの紹介を行っている。令和5年度の訪問率89.0%である。
4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査の各種健康診査の実施	計画通りに実施	4か月児健康診査は、個別健診、1歳6か月児健康診査と3歳6か月児健康診査は集団健診で行った。未受診者への勧奨も行った。

点検・評価・方針（Check/Action）

今後の方針	実施内容〔今後の方向性〕
現状維持	引き続き、各ネウボラにて定期面談や各種事業を行い、相談体制の充実を図る。
現状維持	引き続き、ママフレンドとしての基本姿勢や資質向上の目的で講師を招いた研修会（年1回以上）を実施するほか、地域毎に研修会を開催し、学びを深める。
現状維持	子育て支援センターと連携し保護者支援を充実させていく。
現状維持	廿日市市要保護児童及びDV防止対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議を行い、連携を行う。
拡大	定期面談や親子健康（母子）手帳交付等も含め、妊娠期から子育て期までの情報を一元管理できるネットワークシステムの構築を検討する。
現状維持	引き続き、すべての妊産婦に定期面談を行い、妊娠・出産・子育てに不安のある人や支援の必要な人を早期に発見し、適切な支援につなぐ体制をこども家庭センター等の関係機関と継続して実施していく。
現状維持	産前産後サポートセンターにおいて、妊産婦のニーズに応じたイベントや事業を開催することで、保護者同士をつなぎ、不安の解消につなげていく。その中で支援が必要な妊産婦は各ネウボラにつなぎ、連携して対応を行っていく。
現状維持	情報提供を行うほか、必要な場合は手続き支援を行っていく。
現状維持	現状を維持しつつ、国・県の動向を踏まえ、時代にあった助成を検討する。
現状維持	引き続き、親子健康手帳交付後に、子育てサポートプランを作成し、支援が必要な妊婦には、より詳細な個別支援計画を作成し、子育てを安心して行えるよう伴走支援を実施する。
現状維持	引き続き、妊婦健診の費用助成を行っていく。
現状維持	母子保健推進員（ママフレンド）による、乳児家庭全戸訪問事業実施割合100%を目標とし、担当保健師と連携をとりながら、保護者の良き相談相手になるよう活動を行う。
拡大	引き続き、4か月児健康診査は、個別健診、1歳6か月児健康診査と3歳6か月児健康診査は集団健診で行っていく。また、5歳児健診の実施を検討する。

取組評価シート（基本目標 2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する）

点検・評価・方針（Check/Action）

取組内容	実施状況	現状	今後の方針	実施内容〔今後の方向性〕
3歳6か月児健康診査で、眼の視機能検査を導入	計画通りに実施	健診来所者全員へ視機能検査(SVS)を実施。要精密者に対しては、精密依頼書を交付し、医療機関受診を促している。	現状維持	3歳6か月児健診で継続実施。
母子の健康状態の把握及び育児に係る不安や悩みごとの解消	計画通りに実施	ネウボラの健診・面談事業や、窓口、電話等、常に相談に応じ、不安の軽減、悩みごとの解消に努めている。	現状維持	引き続き、ネウボラの健診・面談事業や、窓口、電話等、常に相談に応じ、不安の軽減、悩みごとの解消に努めていく。
育児相談、子育て講座(子育て応援プログラム等)などの周知・利用促進	計画通りに実施	育児相談を各地域で実施した。相談できる専門職は、栄養士・保健師・看護師等である。令和5年度からオンライン予約を開始し、来所者が増加した。	現状維持	引き続き、育児相談を定期的に実施することで、保護者の抱えている悩みに対し、必要に応じて適切な機関に早期に繋げることができ、深刻化を防ぐ。
各種予防接種の実施及び受診勧奨	計画通りに実施	定期予防接種が円滑に実施できるよう、母子保健推進員(ママフレンド)が訪問時、説明を行っている。また、小児定期予防接種未接種者には5月と2月に接種勧奨ハガキを送付し、受診勧奨を行っている。	現状維持	広報、市のLINE、母子モ等で周知を行うとともに、訪問や電話、窓口等で丁寧な説明を行っていく。
②産後ケア事業の充実				
産後1か月健診費給付事業の実施	計画通りに実施	補助券の使用又は、償還払いにて費用の助成をした。支援が必要な産婦には、医療機関と情報共有し、支援した。	現状維持	引き続き、費用の助成をし、支援が必要な産婦には、医療機関と情報共有し、支援していく。
心身の不調等のある産婦を対象に、助産師による母乳や心身のケア、育児相談などを行う育児・母乳外来等利用事業の実施及び、対象者の拡充	計画通りに実施	令和5年度から、全産婦育児・母乳外来等利用事業補助券を親子健康(母子)手帳交付時に配付し、全産婦が、育児・母乳外来等利用できるように整えた。また、追加受診の必要がある産婦には、申請にて、追加利用できるよう補助券を発行した。	現状維持	引き続き、全産婦育児・母乳外来等利用事業補助券を親子健康(母子)手帳交付時に配付する。
家事等が困難な妊産婦を対象に、家事援助サービス事業やファミリー・サポート・センター事業を実施	計画通りに実施	支援が必要な妊産婦の家事援助サービスをの利用決定を行った。	現状維持	引き続き、支援が必要な妊産婦の子育て世帯等訪問支援(旧:家事援助サービス事業)の利用決定を行っていく。
(仮)産前産後サポートセンターの開設に向けた取組の推進	計画通りに実施	令和4年4月に「産前産後サポートセンター」を開設。保健師及び助産師等専門職を配置して随時相談対応できる体制を整備した。	現状維持	引き続き、専門職を配置し、妊娠後期面談・10か月面談等、きめ細やかな相談支援体制を継続していく。
産後の育児や健康等の不安を持つ母親を対象とした、宿泊型・日帰り型産後ケアサービスの実施	計画通りに実施	支援が必要な産婦の宿泊型・日帰り型産後ケアサービスの利用決定を行った。	現状維持	引き続き、支援が必要な産婦の宿泊型・日帰り型産後ケアサービスの利用決定を行っていく。
③母親の集いの場の充実				
ベビープログラム、親子(母子)健康手帳カパーアート事業など、母子で一緒に集い、親同士の交流や子育てについて相談し合えたりする場の設置	計画通りに実施	BP1プログラム12回／年、BP2プログラム2回／年実施。親子健康(母子)手帳カパーアート事業 12回／年実施。母子で集まり、交流や子育てについての相談の場を設けた。	現状維持	引き続き、BP1、BP2、親子(母子)手帳カパーアート等のイベントを実施し、交流や相談の場を提供していく。
④小児医療体制の確保				
小児救急医療相談電話(＃8000)や救急相談センター(＃7119)など、小児救急に係る適正受診等の啓発推進	計画通りに実施	親子健康(母子)手帳交付時に、廿日市市版子育てガイド「こんにちは赤ちゃん」を活用し、引き続き、親子健康(母子)手帳交付時や新生児訪問、相談時等において啓発促進を行っていく。	現状維持	引き続き、廿日市市版子育てガイド「こんにちは赤ちゃん」などを活用し、引き続き、親子健康(母子)手帳交付時や新生児訪問、相談時等において啓発促進を行っていく。
乳幼児等医療の助成制度の実施	計画通りに実施	子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して医療が受診できるように、令和2年8月から所得制限を廃止し、通院の対象年齢を小学3年生から6年生に拡大した。	拡大	令和6年9月からさらに対象を拡大し、入院・通院ともに高校3年生までを対象とした。これまで市独自で子どもの医療費助成制度を拡大してきたので、制度を維持していくことが必要。
身体に障がいのある子どもの手術等の治療にかかる医療費を助成する育成医療の実施	計画通りに実施	申請者に対し審査、受給者証の発行を行っている。	現状維持	引き続き、申請に対し速やかに審査を行う。
⑤食育の推進				
農事体験や料理教室など、農産物に関する体験活動の実施	計画通りに実施	各保育園でカレー会や菜園活動を行っている。佐方保育園と津田保育園においては、近隣農家から招待を受けて農業体験を実施した(さつま芋とじゃが芋の苗植え、収穫)私立保育園でも田植えや芋掘りなど農業体験を実施していた。	現状維持	各園の状況や食育計画表に基づいて、体験活動を行っていく。

取組評価シート（基本目標 2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する）

点検・評価・方針（Check/Action）

取組内容	実施状況	現状	今後の方針	実施内容〔今後の方向性〕
学校給食での地場産物の活用など、教育・保育施設における地産地消の取組の推進	計画通りに実施	JAや地元農家、納入業者と連携し、吉和のまいたけ、佐伯のもやし、万古溪養魚観光センターの広島サーモンなどの地場産物を積極的に使用している。	拡大	地場産物の活用率を維持・向上するため、献立を工夫するだけでなく、農林水産課等の関係者と連携した政策的な取組（需用と供給のマッチング、生産量の増加等）について検討していく。
乳児期からの望ましい食習慣の定着のため、栄養士などによる離乳食講座の実施	計画通りに実施	子育て支援センターで離乳食講座や親子クッキングを実施した。	現状維持	今後も栄養士による講座を実施していく。
栄養バランスの良いレシピの紹介や望ましい食習慣の定着	計画通りに実施	（保育園）野菜の日（8/31）、和食の日（11/24）は、給食レシピを掲載したチラシを配付したり、展示食とともに食育媒体を掲示して食育啓発をしている。毎月の食育の日（19日）にも、テーマを決めて、園児に向けた食育啓発を実施している。 （学校）レシピの紹介については、毎月のおたよりや、食に関するイベント、ホームページ等で紹介している。望ましい食習慣の定着については、特別活動や保健（体育）、家庭科等の授業の中で指導を行っている。	現状維持	（保育園）引き続き、食に関心が高まる取組を継続して進めて行く。保護者に対して、給食だよりや給食試食会を通して、栄養バランスや食事の大切さについて啓発していく。 （学校）引き続き、学校給食が栄養バランスのよい食事の見本となるよう献立を作成し、学校教育全体を通して食に関する指導の充実を図っていく。
基本方針3	身近に利用できるサービスを拡充する			
	①多様な交流の場の充実			
筏津地区公共施設再編計画に基づいた、子育てリビング（子育て支援センター・児童会等）の整備	計画通りに実施	令和5年3月に廿日市市多世代活動交流センターまるくる大野内に子育てリビングを整備し、多くの市民が利用をしている。	現状維持	指定管理者と連携し、適切な維持管理等を行っていく。
園庭開放や市民センターを活用した、親子が気軽に集える場の拡充	計画通りに実施	（保育園）園庭開放を行った。園庭開放のお知らせは各支援センターにチラシをおいたり、市のホームページ等に記載したりして参加しやすいようにした。 （市民センター）コロナ禍においては、主催事業の中止や施設の使用制限により、集える場としての使用が制限されることもあったが、乳幼児と保護者を対象とした乳幼児学級や小学生を対象とした各種学級・講座を実施した。	現状維持	（保育園）今後も園庭開放を計画していく。誰でも気軽に参加できるよう様々な媒体を使って通知する。 （市民センター）継続して乳幼児と保護者を対象とした乳幼児学級や小学生を対象とした各種学級・講座を開催し、集える場の提供に努める。（少子化などにより必ずしも事業を拡充するわけではなく、各地域の特性に合わせて事業内容を検討する。）
	②身近な相談相手・場の充実			
子育て支援センターの開設	計画通りに実施	廿日市市内4か所目の支援センターとして、令和4年4月地御前子育て支援センターを開設した。また、令和5年3月に大野子育て支援センターを移転、開所時間、開所日数、面積等を増やすなど、機能を充実させた。	現状維持	適切な維持管理等を行っていくとともに、今後も子育てに関する情報提供、相談に応じ、子育て世帯の見守りや支援を行っていく。
児童家庭支援センターを通じた子育てや家庭の悩み、心配ごとについての相談支援の実施	計画通りに実施	児童家庭支援センターコスモスが主催する子育て支援講座を母子手帳アプリ「母子モ」に掲載したり、面談等において必要と思われる家庭に案内するなど、相談支援を実施した。	現状維持	ガイドブック「こんにちは赤ちゃん」、各ネウボラ等で児童家庭センターの紹介をするほか、コスモス主催の子育て支援講座の広報等に協力していく。
気軽に子育ての相談ができる場所等の多様な情報提供と利用の促進	計画通りに実施	妊娠届出時に、ガイドブック「こんにちは赤ちゃん」を用いて、ネウボラ窓口や産前産後サポートセンター・子育て支援センターなどを案内。また産後は、訪問時や10か月面談などの各時期でその時期にあった情報を提供している。	現状維持	継続的に情報提供を行っていく。
	③子育てに関する情報提供の充実			
スマートフォン等携帯端末に対応する子育て支援アプリによる情報発信の強化	計画通りに実施	子育て支援アプリ「母子モ」を利用し、情報発信を行っている。妊娠届出時に母子モを案内し、その場でアプリをダウンロードしてもらうなど、利用促進を行っている。	現状維持	母子モを活用した情報発信を継続する。
子育て支援アプリの普及による行政サービスの紹介、及び多言語化や利用しやすいサイトの構築	計画通りに実施	廿日市市子育て応援アプリ「はっつこ手帳」（母子モ）を活用し、行政サービスの紹介を行った。多言語化にも対応している。	現状維持	廿日市市の公式LINEも活用していく。
基本方針4	豊かな心と生きる力を育む			
	①留守家庭児童会等による放課後の居場所づくり			
利用児童の多い小学校の児童会専用施設の整備	計画通りに実施	平成29年度から令和4年度までに、専用施設を計5か所建設し、受け皿確保を行った。	現状維持	一部の児童会で定員を超える可能性があるため、学校施設の一時利用を調整し、環境整備を行う。 利用児童数の推移を予測した上で、民間と公立のバランスを考慮して、受け皿を確保していく。

取組評価シート（基本目標 2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する）

点検・評価・方針（Check/Action）

取組内容	実施状況	現状	今後の方針	実施内容〔今後の方向性〕
放課後等における余裕教室等の活用や、学校施設の一時的な利用の促進	一部、実施した	長期休業等に、一部の児童会で、特別教室や体育館を活用した。	現状維持	一部の児童会で定員を超える可能性があるため、学校施設の一時利用を調整し、環境整備を行う。
留守家庭児童会の開所日・開所時間等の柔軟な対応の検討	一部、実施した	長期休業について、8:00開所に対応をしたが、土曜日は8:30開所を変更すること無く運営。	拡大	土曜日についても、8:00開所できるように調整する。
地域・民間等と協働した放課後の活動プログラムの企画・立案	一部、実施した	放課後子供教室を9校で実施し、放課後に児童が安全で安心して体験や学習ができる環境づくりを推進した。	現状維持	放課後子供教室は地域学校協働本部の活動として位置付けており、各地域学校協働本部と連携し、取組について未設置の本部へ説明していく。
多様なニーズに対応する民間放課後児童クラブの支援	一部、実施した	令和3年度から毎年1つつ民間留守家庭児童会を増やした。令和6年度に佐方小学校校区に開設した児童会を加えると計4か所になる。	拡大	利用児童数の推移を予測した上で、民間と公立のバランスを考慮して、受け皿を確保していく。
職員研修や巡回相談など、配慮が必要な児童への必要な体制の整備	計画通りに実施	専門知識を有する事業者に委託し、巡回訪問及び研修を年2回のペースで実施した。配慮が必要な児童への体制として、補助員Aとして各児童会に必要な人数配置している。	拡大	引き続き、専門知識を有する事業者と委託契約をし、相談体制等を整える。研修については、対象者の拡大や開催回数の増加を検討する。
様々な支援や研修等の実施による、地域学校協働活動を中心とした地域と学校の「連携・協働」「総合化、ネットワーク化」	一部、実施した	全学校区に設置されている地域学校協働本部において、学校と連携を図りながら、授業支援、体験活動、ふるさと学習、読み聞かせ、登下校の見守り等多種多様な活動を行った。	現状維持	活動者の世代交代を見据え、活動の維持、充実を図るため、地域の各団体、PTA、民間企業等の幅広い層に参画してもらえる体制づくりを検討する。
市の教育委員会と福祉部局との連携による総合的な放課後対策の推進	一部、実施した	定員を超えて保育する可能性がある一部の児童会で学校と施設（特別教室や体育館）の一時利用を調整した。放課後子供教室と放課後児童クラブが連携型として実施しているのは、2校のみである。	拡大	今後も教育委員会と福祉部局で連携を図り、総合的な放課後対策を推進する。引き続き定員を超える可能性がある一部の児童会について、特別教室を放課後に常時利用できるように調整を行う。併せて空調等の環境整備も行う。また、学校と児童会で必要な情報を共有できるしくみを検討する。
特別な配慮を必要とする児童の受入れ体制の確保、並びに合理的配慮の実施	計画通りに実施	補助員A(加配)職員を配置したり、医療的ケアが必要な児童がいる場合は、看護師を配置して対応した。	現状維持	引き続き、必要な人員を配置していく。
②安心して過ごし、活動することができる子どもの居場所づくり				
民間や地域との協働による、子どもが安心して活動できる居場所の整備促進	計画通りに実施	平成31年12月から官民協同運営による「第三の居場所」を開設した。令和5年4月からは市が事業実施主体となり、民間委託により運営し、利用校区を拡大した。	現状維持	地域の現状を調査し、今後の事業展開を考えていく。
官民協同運営による、家庭でも学校でもない「第三の居場所」づくり	計画通りに実施	平成31年12月から官民協同運営による「第三の居場所」を開設した。令和5年4月からは市が事業実施主体となり、民間委託により運営し、利用校区を拡大した。	現状維持	地域の現状を調査し、今後の事業展開を考えていく。
③豊かな心身を育む体験機会の充実				
子どもが利用したくなるような図書館運営	計画通りに実施	各館で開催する定例のおはなし会をはじめ、保育園、幼稚園への移動図書館車での巡回、小学校に出向き、ブックトーク・昔話などの読み聞かせを行ったり、図書館見学、子ども司書、キャリアスタートの受入れも実施している。 また、10ヶ月面談の際にはおはなし会や、小学1年生向けに図書館利用申込書を配布するなど、図書館や本に親しみを持ってもらう取組を継続して行っている。さらに、令和2年8月から「赤ちゃんタイム」の実施もはじめた。 令和5年3月に開館した大野図書館では、複合施設内の子育てリビング等と連携の取れた事業が活発に行われている。	現状維持	引き続き、おはなし会や移動図書館車、ブックトーク等を行っていく。 図書館職員の育成、ブックトーク等の活動を支えるボランティアの発掘や、学校内の読書活動推進委員や、学校図書館との連携を通して子どもの読書活動を支える大人の育成を行う。 また、廿日市市立の小学5年生～中学3年生を対象に利用ID、パスワードを付与し、広島県立図書館が運営する「青少年のための電子図書館」を利用出来る環境を整える。 今後、図書館の建替え等を検討する際には、乳幼児や高齢者、障がいのある方への合理的配慮を念頭に、こども図書館（コーナー）や、自習スペース等を整備について検討していく。
自然体験、職業体験、キャリア教育など、社会で必要になるあらゆる能力を身に付け、体験する場の設定	一部、実施した	コロナ禍に中止していた職場体験活動は、令和5年度より再開した。また、生活科の授業や学校行事等において自然体験活動を行ったり、道徳、総合的な学習の時間（ふるさと学習等）、特別活動等を通してキャリア教育に取り組んでいる。	現状維持	今後も引き続き、教科等の授業や学校行事等、教育活動全体を通して、自然体験、職業体験、キャリア教育など、これからの社会を生きていく上で必要な力を育ていく。

取組評価シート（基本目標 2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する）

点検・評価・方針（Check/Action）

取組内容	実施状況	現状	今後の方針	実施内容〔今後の方向性〕
④次代を担う子どもたちを育む教育体制の充実				
子どもの学力向上のための、わかりやすい授業の実施	計画通りに実施	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、ICTの日常的な活用の促進、本質的な問いによる授業改善に取り組んでいる。	拡大	一人一人の興味・関心に応じた学習活動を選択し、自分のペースで学習を進めることができる授業、困っている子どもにもその子に応じた支援が行われる授業を目指し、多様な児童生徒への対応が行えるようにする。
特別支援教育の充実	計画通りに実施	特別支援教育に係る研修会等を開催し、担当者以外も参加できるようにすることで、より多くの教員が特別支援教育について理解し、指導に生かせるよう取り組んでいる。	現状維持	引き続き、児童生徒に関わる教職員が特別支援教育について理解を深め、適切な児童生徒のアセスメントを通じた指導・支援が行えるよう、取り組んでいく。
⑤青少年健全育成の推進				
青少年の健全育成のための教育の推進	計画通りに実施	自然体験、交流、創作活動等各種事業を実施する青少年育成団体の支援を行った。青少年育成団体の活動者が固定化・高齢化し、活動内容も固定化しつつある。また、成人式実行委員会や児童生徒の意見発表会（VOICE）等を実施し、青少年が運営に関わる場を持った。	その他	事業内容について、見直して実施する。青少年育成団体と連携し、子ども・若者支援活動を推進する。また、青少年団体が実施する事業内容について、青少年の現代的課題に対応した取り組みに改善していくため、各団体と協議を行う。
スクールカウンセラーなどの配置	計画通りに実施	県費で各中学校に配置しているが、加えて、子ども相談室に通室する児童生徒や保護者を対象としたカウンセリング等の相談支援を行うスクールカウンセラーを市費で配置した。	現状維持	引き続き、子ども相談室に通室する児童生徒や保護者を対象としたカウンセリング等の相談支援を行うスクールカウンセラーを配置する。
学校、地域、家庭、各種相談機関等が連携した、情報や支援のネットワーク化	計画通りに実施	学校、警察署、児童相談所等で構成される「要保護児童及びDV防止対策地域協議会」において、虐待防止のための情報共有・支援の内容に関する協議（代表者会議、実務者会議、個別ケース会議）を行った。	現状維持	引き続き、「要保護児童及びDV防止対策地域協議会」において、関係機関と連携し、情報の共有・支援を行って行く。
基本方針5	配慮の必要な子どもの支援を拡充する			
①障がい等のある児童のいる家庭への支援				
きめ細やかな対応ができる相談支援体制の充実	計画通りに実施	基幹相談支援センターである廿日市市障がい福祉相談センターきらりあを中心に障がいのある児童の相談対応を実施。また、市内に児童発達支援センターが2か所あり、相談体制も整備されている。	現状維持	引き続き、廿日市市障がい福祉相談センターきらりあを中心に相談対応を実施していく。
学校等での特別支援教育の充実	計画通りに実施	適切な児童生徒のアセスメントを通じた指導・支援を行ったり、ユニバーサルデザインによる教育実践に取り組んだりしている。	現状維持	引き続き、児童生徒に関わる教職員が特別支援教育について理解を深め、適切な児童生徒のアセスメントを通じた指導・支援が行えるよう、取り組んでいく。
保育園・幼稚園等での支援体制の強化	計画通りに実施	一人一人の特性に応じた子育ての方法やそれぞれの家庭がかかえる悩みの相談など関係機関とも連携しながら個別に面談する機会を持ち、共に考えていくようにした。	現状維持	引き続き、関係機関（くれよん、おひさま、子育て応援室等）と連携を取り保護者の不安軽減につながるようにする。
②発達が気になる児童への支援				
早期療育に繋げていく相談体制の強化	計画通りに実施	集団生活の中で見られるこどもの困り感や、必要な支援について巡回訪問などを利用して助言をいただき、保護者へも共有することで療育やリハビリ等へ繋げていった。	現状維持	巡回訪問を利用したり、研修で保育士の専門知識を高めることにより保護者への相談体制を充実させていく。また、保健師とも連携し乳幼児検診等の情報共有を図る。小児科発達外来とも連携をとり保護者支援に繋げる。
巡回相談等の相談支援体制の拡充	計画通りに実施	保護者同意のもと、専門機関（くれよん等）による巡回指導を行い、支援の仕方について家庭とも共有した。	現状維持	引き続き専門機関による巡回相談を実施していく。保護者の相談に対して的確に関連機関に繋げていく。
療育支援研修体制の充実	計画通りに実施	障がい児保育研修3回、発達研修1回、療育視察研修3回を計画通り実施した。	拡大	障がい児保育の分野でキャリアアップ研修の計画を立てる。
児童発達支援センター・児童家庭支援センター等との連携	計画通りに実施	児童発達支援センターと保育施設との併用をしているこどもについて発達検査結果やこどもの様子について情報共有して加配保育士の配置についての検討をした。虐待などの事案が発生したときには子育て応援室を通して児童家庭センターとも連携し問題解決へ向けて手立てをした。	現状維持	児童発達支援センターとの情報共有を引き続き行い、的確な加配保育士配置や個別の支援につなげる。また、児童家庭センターや子育て応援室とも連携して家庭環境によるこどもの問題にも丁寧に対応していく。

取組評価シート（基本目標 2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する）

点検・評価・方針（Check/Action）

取組内容	実施状況	現状	今後の方針	実施内容〔今後の方向性〕
③外国籍の子どもへの支援体制の確保				
外国籍の子どもの日本語の理解度に合わせた学習支援	計画通りに実施	令和5年度は、小学校5校、中学校4校に日本語指導のための講師（非常勤）を配置し、外国籍の子どもへの日本語指導を行った。	現状維持	引き続き、日本語指導が必要な子どもが在籍する学校に講師を配置し、それぞれの子どもの日本語の理解度に合わせた学習支援を行えるようにする。
多文化共生相談員による、外国語での相談や子育て情報の提供	計画通りに実施	外国人住民からの相談時や学校等での通訳時に必要な情報等を伝えた。 令和6年4月2日から、医療・福祉、在留手続、雇用、居住、日本語学習、子どもの教育等の生活に関する情報提供や相談支援に多言語で対応し、生活者としての外国人住民への支援体制を整えることを目的として、「はつかいち外国人相談センター」（廿日市市国際交流協会に委託）を開設し、多文化共生相談員の業務は「はつかいち外国人相談センター」へ引き継いだ。	拡大	「はつかいち外国人相談センター」を周知し、外国人住民が必要とする子ども・子育てサービスを利用しやすいように支援する。
国際理解に向けた広報・啓発活動の推進	計画通りに実施	地域に向けた国際理解講座の実施ややさしい日本語講座等を実施した。近年職員向けのやさしい日本語研修も実施している。 「多様な市民がつながり、自分らしく暮らせる交流・共生のまちづくり」を基本理念として、令和5年3月に廿日市市国際化・多文化共生推進プランを作成した。	現状維持	廿日市市国際交流協会と協力しながら、引き続き国際理解等に向けた広報・啓発活動を推進していく。
基本方針6	貧困や様々な課題を抱える子どもの支援を充実する			
	①児童虐待等、社会的養護を必要とする児童への支援の充実			
家庭児童相談員、母子・父子自立支援員等に加え、スーパーバイザーによる専門的な相談支援体制の強化	計画通りに実施	家庭児童相談員5名から7名へ、母子・父子自立支援員1名から2名へ増員した。相談員が各種研修を受講したり、広島県によるアドバイザー派遣事業を利用したりした。	現状維持	研修等により相談員による資質向上に努めるほか、広島県によるアドバイザー派遣事業、児童家庭支援センタ等を活用し、専門的な相談支援を行っていく。
出張相談やメール相談などの、多様な相談体制の充実	計画通りに実施	子育て支援センターにおいて、オンラインによる相談を設けている。市民センター主催の乳幼児教室等からの依頼を受け、保健師による出張育児相談も行っている。	現状維持	引き続き、多様な相談体制を行っていく。
児童虐待、子どもの人権に関する啓発	計画通りに実施	毎年11月を児童虐待防止月間とし、市民ホールやあいプラザにて、リーフレット設置や虐待に関する展示を行った。 令和4年には他課と共同して、児童虐待防止啓発の映画「189」を上映した。	現状維持	引き続き、児童虐待防止のための広報活動を行っていく。
すべての子どもと子育て家庭の相談に専門的に対応する子ども家庭総合支援拠点の設置	計画通りに実施	令和3年度に子ども家庭総合支援拠点を設置したが、児童福祉法が改正され、子ども家庭総合支援拠点の機能に加え、子育て世代包括支援センターの機能を加えた「こども家庭センター」の令和9年度までの設置が義務化され、令和6年度から設置した。	現状維持	「こども家庭センター」の機能の充実に努める。
②ひとり親家庭への支援				
ひとり親家庭支援のための、関係機関との連携強化、個別支援	計画通りに実施	女性相談支援センター、ハローワーク等、関係機関と連携し、相談対応を行っている。主に母子・父子自立支援員等が対応し、対応総数は年々増加している（令和2年度：2,933件、令和3年度3,408件、令和4年度5,550件、令和5年度5,462件）。	現状維持	引き続き、関係機関（女性相談支援センター、広島県ひとり親家庭サポートセンター）と連携するほか、母子・父子自立支援員を中心として支援を行っていく。
母子・父子自立支援員等による、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進	計画通りに実施	令和3年度に母子・父子自立支援員を1名から2名に増員し、離婚前の相談から離婚成立後の支援まで行っている。また令和3年度から就労支援を主とした母子・父子自立支援プログラムを実施しており、母子の自立支援を行っている。	現状維持	引き続き、母子・父子自立支援員等による、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進を行っていく。
就労に有利な資格取得のための生活費補助の実施	計画通りに実施	高等職業訓練促進給付金事業により、ひとり親家庭の母、父が、就職の際、有利になる資格の取得期間中の生活の安定のために、生活費の補助を行った。	現状維持	引き続き、高等職業訓練促進給付金事業等を行っていく。
③子どもの貧困対策の推進				
スクールソーシャルワーカーの配置や学校と福祉関係団体等との連携、生活保護世帯やひとり親世帯の学習支援などを通じた、学力向上に向けた取組の推進	計画通りに実施	県費スクールソーシャルワーカーが配置されない中学校区について、市費スクールソーシャルワーカーを配置した。当該児童生徒や保護者を福祉や医療等の関係機関とつなぎ、学習支援の利用につなげたケースも多い。	現状維持	引き続き、市費スクールソーシャルワーカーを配置し、きめ細やかな支援を図る。

取組評価シート（基本目標 2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する）

点検・評価・方針（Check/Action）

取組内容	実施状況	現状	今後の方針	実施内容〔今後の方向性〕
保護者の就労等生活支援の強化、住宅支援などの生活の安定と自立の促進	計画通りに実施	はつかいち生活支援センターにおいて、個人の状況に応じて支援プランを作成し、就労自立の支援等や住居確保給付金の支給を行い、自立促進に向けた支援を行った。	現状維持	今後も引き続き、はつかいち生活支援センターを相談窓口として、就労自立の支援等や住居確保給付金の支給などの必要なサービスを提供し、自立促進に向けた支援を行っていく。
家庭教育が行える環境の整備、児童福祉の増進	計画通りに実施	『『親の力』をまなびあう学習プログラム（親プロ）』ファシリテーターのスキルアップを図るため、ファシリテーター研修会及び情報交換会を開催した。 子育て支援センターや児童家庭支援センターと連携した講座を実施することができた。	現状維持	子育て世代の対象者へ届くよう一層、親プロの周知を図る。ファシリテーター間の交流や資質向上のために研修会・情報交換会を開催する。また、ファシリテーターの活躍の場を提供するため、子育て支援センター（ママフレンド）等、子育て関係機関と連携した取り組みを進める。ファシリテーターの新たな人材獲得のため、ファシリテーター養成講座を実施する。
留守家庭児童会、交流の場、第三の居場所などの子どもの居場所づくり	計画通りに実施	児童会については、平成29年度から令和4年度までに、専用施設を計5か所建設したことに加え、令和5年度までに3か所の民間児童会への支援を行い受け皿確保を行った。 第三の居場所は平成31年12月より開設した。令和5年4月より民間委託し、利用校区を拡大し、運営している。	現状維持	児童会については、利用児童数の推移を予測して、学校施設の一時利用の調整や民間留守家庭児童会の新設等により、受け皿を確保していく。 第三の居場所については、引き続き運営する。

取組評価シート（基本目標 3 地域力で子育てを支える）

点検・評価・方針（Check/Action）

取組内容	実施状況	現状	今後の方針	実施内容〔今後の方向性〕
基本方針1	子育てしながら安心して働ける社会をつくる			
	①仕事と家庭の両立に係る学習・啓発事業の推進			
ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性、働き方の見直しに関する普及啓発	計画通りに実施	毎年、テーマを決め、リーフレットや市広報紙等による啓発を行った。（イクボス宣言、ワーク・ライフ・バランス、家事分担、働き方改革、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等）	現状維持	広報方法を工夫しながら、引き続き、関係課及び関係機関と連携しながら啓発を行う。令和7年度第3次男女共同参画プラン策定時に具体的な方向性を整理予定である。
育児・介護休業法など、仕事と育児・介護が両立できる制度の周知・広報	一部、実施した	事業者向けメールマガジンやフェイスブックを通じて発信した。	拡大	子育てしながら安心して働ける社会の推進のため、商工会議所等と連携し、周知等をより図っていく。
男性の育児・家庭生活への参画を進めるための講座や研修など学習機会の充実	計画通りに実施	家庭内の役割分担に関する啓発やアンケート、セミナー等を実施した。	現状維持	広報方法を工夫しながら、引き続き、家庭内の役割分担に関する啓発を行う。令和7年度第3次男女共同参画プラン策定時に具体的な方向性を整理予定である。
若年層や未婚者を対象にした、結婚や子育てに関する情報提供	実施していない	令和元年度をもって男女の出会いの場づくり事業を終了した。	廃止	
	②就労支援の充実			
女性の職場復帰や再就職について、企業に対しての普及啓発	一部、実施した	事業者向けメールマガジンやフェイスブックを通じて発信した。	拡大	子育てしながら安心して働ける社会の推進のため、商工会議所等と連携し、周知等をより図っていく。
ハローワーク等関係機関と連携した、女性の再就職等の支援	一部、実施した	ハローワークが開催するマザーズセミナーで保育園の入園等の説明を行ったり、ハローワークと連携して、福祉介護や保育士等の就職ガイダンスを行った。	現状維持	引き続き、ハローワークと連携して女性の就職支援を行っていく。
基本方針2	地域住民の子育てへの参画を促進する			
	①地域における子育て支援の充実			
子育てサロンや子育てオープンスペース（子育て中の親と子どもが自由に集える場）を活用した親子と地域の交流の促進	計画通りに実施	子育てサロン、子育て支援センター等において、親子と地域の交流を促進した。	現状維持	引き続き、子育てサロンや子育て支援センターにおいて交流を促進していく。「こども食堂」など、新たな子どもと地域交流の場を社会資源情報共有ツールを活用し、情報を発信していく。
子育てサロンや子育て支援サークルの育成支援	計画通りに実施	児童委員、母子保健推進員が市民センター等で行う子育てサロン等の支援（広報・助言・出張育児相談等）を行っている。また、子育てサポーター養成講座を年1回実施している。	現状維持	引き続き、子育て支援サークルの育成支援していく。
地域が行っている学校支援組織と連携した、地域ぐるみでの子育て支援	計画通りに実施	令和5年度から全校がコミュニティスクール（学校運営協議会が設置された学校）となり、各校で「育てたい子ども像」などの熟議を行い、目的の共有を図った。年2回研修を実施し、他市や市内の取組について定期的に情報提供を行った。	拡大	学校運営協議会に職員が出向き、運営状況の把握に努めるとともに、委員に対して、必要な情報の提供及び助言を行う。教職員や学校運営協議会委員を対象に、研修会や先進地視察を実施し、学校運営協議会の充実に図る。
学校・家庭・地域が一体となった青少年健全育成活動の推進	計画通りに実施	自然体験、交流、創作活動等各種事業を実施する青少年育成団体の支援を行った。青少年育成団体の活動者が固定化・高齢化し、活動内容も固定化しつつある。また、成人式実行委員会や児童生徒の意見発表会（VOICE）等を実施し、青少年が運営に関わる場を持った。	その他	事業内容について、見直しで実施する。青少年育成団体と連携し、子ども・若者支援活動を推進する。また、青少年団体が実施する事業内容について、ポストコロナを見据え、新しい生活様式に対応したり、青少年の現代的課題に対応した取り組みに改善していくため、各団体と協議を行う。
家庭教育に関する講座や、自主活動グループへの移行など、地域住民の学びの支援	計画通りに実施	『『親の力』をまなびあう学習プログラム（親プロ）』ファシリテーターのスキルアップを図るため、ファシリテーター研修会及び情報交換会を開催した。子育て支援センターや児童家庭支援センターと連携した講座を実施することができた。	現状維持	子育て世代の対象者へ届くよう一層、親プロの周知を図る。ファシリテーター間の交流や資質向上のために研修会・情報交換会を開催する。また、ファシリテーターの活躍の場を提供するため、子育て支援センター（ママフレンド）等、子育て関係機関と連携した取り組みを進める。ファシリテーターの新たな人材獲得のため、ファシリテーター養成講座を実施する。
家でも学校でもない第三の居場所の官民協働による設置	計画通りに実施	平成31年12月に市の施設を利用し、社会福祉法人が実施主体となり「第三の居場所」の運営を開始した。令和5年度から市の委託事業として実施している。	現状維持	引き続き、事業を実施していく。
小学校での子どもの朝食の提供（広島県モデル事業）の推進	計画通りに実施	平成30年11月からボランティア団体「あじな東つ子応援隊」が廿日市市立阿品台東小学校で開校日に週1回実施。ボランティアの高齢化に伴う後継者の育成、安定した食材の提供が課題である。	現状維持	広島県からの食材の提供を受けつつ、学校の協力依頼およびボランティアの活動継続支援を行う。

取組評価シート（基本目標 3 地域力で子育てを支える）

点検・評価・方針（Check/Action）

取組内容	実施状況	現状	今後の方針	実施内容〔今後の方向性〕
②親子が一緒に外出しやすい環境の確保				
子育て世帯が外出しやすい環境整備	計画通りに実施	公共施設に子どもに配慮したトイレが整備されるなど、子育て世帯が外出しやすい環境に少しずつなっている。また、令和6年2月には「こどもが主役のまち はつかいち宣言」を行い、より市全体で子どもや子育て世帯を考えたまちづくりをしていくこととしている。	拡大	「こどもが主役のまち はつかいち宣言」の考え方のもと、子育て世帯が外出をためらうことなくできるように、市全体で子育て世帯を見守る機運の醸成を図る。
公共施設等での、乳幼児のおむつ替えや授乳ができるスペースの確保	計画通りに実施	新設した公共施設については、オムツ替えコーナーや授乳ができるスペース確保している。	現状維持	乳幼児のおむつ替えや授乳ができるスペースを確保するよう努める。
ベビーカーや小さな子どもが利用する施設等のバリアフリー化	計画通りに実施	新設または改修等を行った公共施設はバリアフリー対応となっている。	現状維持	引き続き、新設または改修等を行う公共施設ではバリアフリー対応とする。
③地域で子育てを応援する人材の確保				
廿日市市まちづくり交付金等の制度を活用した、地域子育て支援活動	計画通りに実施	廿日市市内にある28の地域自治組織様々なまちづくり活動をしており、地域自治組織によっては、まちづくり交付金を活用して青少年育成やこどもの交流等の事業を実施している。	現状維持	地域自治組織を対象としたまちづくり交付金等の制度について、対象事業や活用状況を確認し、必要に応じて見直し等の検討を行う。
子育てに関するボランティア団体の情報収集及び子育て家庭への情報提供	計画通りに実施	主任児童委員や母子保健推進員の定例会等で情報収集に努めている。また、廿日市市版子育てガイド「こんにちは赤ちゃん」、各ネウボラでの定期面談で情報を提供している。	現状維持	引き続き、情報収集及び各ネウボラ等において情報提供を行っていく。
ファミリー・サポート・センターについての利用促進、及び提供会員の確保・育成	計画通りに実施	妊娠期からの定期面談で情報提供。定期的に講座を開催し、育成を図った。ボランティア全般で担い手不足が生じており、提供会員の確保が難しい状況である。	現状維持	引き続き利用促進、提供会員の確保・育成を行っていく。
基本方針3 地域の子どもの安全を地域で守る				
①多様な交流の場の充実				
地域の見守り活動の推進	計画通りに実施	地域安全協議会による、地域の見守りや登下校時のパトロール等の地域防犯活動の促進を図っている。	現状維持	見守り活動による地域全体の防犯意識の向上を図るとともに、見守り活動を行う人材の発掘を行う。
地域全体の防犯意識の向上	計画通りに実施	地域安全協議会による、地域の見守りや登下校時のパトロール等の地域防犯活動の促進を図っている。	現状維持	見守り活動による地域全体の防犯意識の向上を図るとともに、見守り活動を行う人材の発掘を行う。
地域安全協議会による登下校のパトロールの促進	計画通りに実施	地域安全協議会による、地域の見守りや登下校時のパトロール等の地域防犯活動の促進を図っている。	現状維持	見守り活動による地域全体の防犯意識の向上を図るとともに、見守り活動を行う人材の発掘を行う。
幼稚園、保育園、小学校での交通安全教室の実施、及び内容の充実	計画通りに実施	警察や交通安全協会、地域の方々などと連携し、幼稚園・保育園、小学校での交通安全教室を実施した。また、中学校・高等学校・大学等においても自転車教室等を実施した。	現状維持	引き続き、幼稚園・保育園、小学校での交通安全教室を実施する。また、中学校、高等学校での交通安全教室実施の仕組みづくりを図る。
②安全・安心の生活環境の整備				
廿日市市通学路安全推進会議による、通学路等の合同点検の実施	計画通りに実施	令和2年度から令和5年度までで10校14箇所の実地による合同点検の実施、学校や地域からの要望に対して改善等を行った。合同点検の実施により、根本的な対策が困難な場所においても、できることから対策を進めており効果が上がっている。	現状維持	引き続き、毎年度1箇所以上実施する。点検箇所は、交通事故の発生状況や、危険度の高い箇所、対策実施後の効果把握や改善が必要な箇所などを考慮する。
安全に遊べる公園の充実	計画通りに実施	新たに大野東部公園を整備するなど公園の充実した環境の整備に努めた。また、公園の遊具点検や更新を随時行い安全な公園を維持している。	現状維持	引き続き、公園の点検や更新を随時行い安全な公園の維持に努める。また、防犯カメラの設置やトイレの洋式化を進める。
保育園等の散歩ルート点検の実施	計画通りに実施	散歩ルートについては、危険箇所を確認した。地域によっては、地域の会議等に参加し、地域の安全についての情報を入手した。	現状維持	今後も各園の散歩の状況を確認する。地域の安全についての情報を各園と共有する。